

# 大学図書館間における相互利用要項

平成16年 5月21日  
国立大学図書館協会理事会

## (目的)

1. この要項は、国内外の学術情報流通を促進することを通じて、教育研究活動の進展に寄与するために、大学図書館間の学術情報の相互利用を推進することを目的とする。

## (定義)

2. 相互利用は、文献複写、現物貸借、訪問利用からなり、この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 利用者：国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会に加盟する大学図書館が、それぞれ利用者として定める教職員、大学院学生、学部学生等をいう。
- (2) 文献複写：利用者の依頼に応じて、その利用者が属する大学の図書館が、他の大学の図書館にその所蔵資料の複製を依頼し、利用者に複製物を提供することをいう。
- (3) 現物貸借：利用者の依頼に応じて、その利用者が属する大学の図書館が、その責任において他の大学の図書館から所蔵資料そのものの貸与を受け、利用者に利用させることをいう。
- (4) 訪問利用：利用者が、その属する大学以外の大学図書館に直接出向いて、その所蔵資料を利用することをいう。

## (対象)

3. この要項は、国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会に加盟する大学図書館間で行なわれる相互利用に対して適用する。

## (責務)

4. 大学図書館は、相互利用依頼に対しては、それぞれの大学図書館が定める範囲において、可能なかぎり依頼に応じるものとする。

## (蔵書)

5. 大学図書館は、自館の蔵書の整備充実に努めなければならない。

## (経費)

6. 相互利用に係る経費の支払いについては、依頼する大学図書館が責任を負うものとする。

## (著作権)

7. 大学図書館は、相互利用において著作権法（昭和45年法律第48号）を遵守して運用するとともに、利用者に対して著作権法の周知に努めなければならない。

(運用・条件)

8．大学図書館は、相互利用の運用にあたって、別に定める「大学図書館間における相互利用指針」に従うとともに、自館の相互利用の実施方針を明確にする。

附 則

- 1．大学共同利用機関との相互利用については、この要項を適用する。
- 2．短期大学、高等専門学校等の図書館及び Association of Research Libraries 加盟館等の海外の大学図書館等との相互利用については、当該機関からの要請に応じてこの要項を準用できるものとする。
- 3．この要項は平成 16 年 4 月 1 日より実施する。